

新たに認可・認定を受けて
平成30年4月から事業を開始する予定の
施設及び事業の利用定員について

平成29年10月30日

▼今回設定する利用定員の取扱い

- ・平成30年4月からの事業開始を目指し、内示を行った新たに新制度へ移行予定の施設及び事業の利用定員を仮設定し、平成30年度の2号及び3号認定子どもの新規入園募集(平成29年12月実施予定)の定員に反映させる。

(※既存の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、平成29年度の利用定員で募集)

- ・平成30年1月開催予定の当部会で、既存施設の利用定員の変更分(既存施設から利用定員の変更申請があった場合のみ)も含めて改めて協議し、正式に市内全体の平成30年度の利用定員について設定を行う。

▼今回設定する利用定員の対象施設及び事業

- ・平成29年度第2回、第3回及び第4回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が適当と答申された施設・事業並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設で、それぞれ内示を行った施設及び事業の合計19施設

(※各施設の状況は市のホームページで、平成29年度内公開中)

▼今回設定する利用定員

次ページ以降参照

利用定員について

▼平成30年4月からの事業実施を目指し、認可・認定の内示を行った施設・事業

(1) 幼保連携型認定こども園: 4施設

区域	園名	29年度の施設形態	増減	設定する利用定員(平成30年度)							
				教育 1号	保育					計 (2号+3号)	合計
					2号	3号					
						0歳	1, 2歳	小計			
①中心部	社会福祉法人立花会 幼保連携型認定こども園立花こども園	保育所	29年度		34	12	24	36	70	70	
			30年度	2	34	12	24	36	70	72	
			増減数	2	0	0	0	0	0	2	
	幼保連携型認定こども園ゆめの森こども園	保育所	29年度		30	6	24	30	60	60	
			30年度	5	30	6	24	30	60	65	
			増減数	5	0	0	0	0	0	5	
③東部	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	幼稚園型認定こども園	29年度	180	24	0	16	16	40	220	
			30年度	210	60	0	44	44	104	314	
			増減数	30	36	0	28	28	64	94	
	認定こども園 北梅本幼稚園	私学助成幼稚園	29年度	160						160	
			30年度	161	30	0	24	24	54	215	
			増減数	1	30	0	24	24	54	55	
合計			29年度	340	88	18	64	82	170	510	
			30年度	378	154	18	116	134	288	666	
			増減数	38	66	0	52	52	118	156	

※学校法人大護学園大護さとやま認定こども園の幼稚園としての従来の認可定員は245人

※認定こども園北梅本幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は160人

※私学助成幼稚園から移行した園の29年度の1号定員部分は、認可定員分を既に事業計画に計上済み。

利用定員について

(2) 幼稚園型認定こども園:3施設

区域	園名	29年度の施設形態	増減	設定する利用定員(平成30年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
①中心部	認定こども園 若草幼稚園	新制度 幼稚園	29年度	90						90
			30年度	126	54	0	24	24	78	204
			増減数	36	54	0	24	24	78	114
	認定こども園 すみれ幼稚園	私学助 成幼稚 園	29年度	157						157
			30年度	112	30	0	15	15	45	157
			増減数	▲ 45	30	0	15	15	45	0
④南部	認定こども園 くたに幼稚園	私学助 成幼稚 園	29年度	210						210
			30年度	45	45	0	0	0	45	90
			増減数	▲ 165	45	0	0	0	45	▲ 120
合計			29年度	457	0	0	0	0	0	457
			30年度	283	129	0	39	39	168	451
			増減数	▲ 174	129	0	39	39	168	▲ 6

※認定こども園若草幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は320人

※認定こども園すみれ幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は157人

※認定こども園くたに幼稚園の幼稚園としての従来の認可定員は210人

※私学助成幼稚園から移行した2園の29年度の1号定員部分は、認可定員分を既に事業計画に計上済み。

利用定員について

(3) 保育所型認定こども園: 3施設

区域	園名	29年度の施設形態	増減	設定する利用定員(平成30年度)							
				教育	保育				合計 (2号+3号)		
				1号	2号	3号		小計			
						0歳	1, 2歳				
①中心部	認定こども園 松山隣保館保育園	保育所	29年度		60	10	30	40	100	100	
			30年度	3	60	10	30	40	100	103	
			増減数	3	0	0	0	0	0	3	
		認定こども園 愛光保育園	保育所	29年度		50	8	32	40	90	90
				30年度	2	50	8	32	40	90	92
				増減数	2	0	0	0	0	0	2
⑦北部	認定こども園 城北愛児園	地方裁 量型認 定こども 園	29年度	11	10	4	16	20	30	41	
			30年度	11	10	4	16	20	30	41	
			増減数	0	0	0	0	0	0	0	
合計			29年度	11	120	22	78	100	220	231	
			30年度	16	120	22	78	100	220	236	
			増減数	5	0	0	0	0	0	5	

※認定こども園城北愛児園は、保育所の認可の内示により保育所型認定こども園へ移行予定



利用定員について

(4) 地域型保育事業:9施設

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成30年度)						合計
				教育 1号	保育				計 (2号+3号)	
					2号	3号		小計		
						0歳	1, 2歳			
①中心部	小規模保育所ジャックと豆の木園 えだまつ第2	小規模A型	株式会社			6	13	19	19	19
	キッズパオあおぞら園	小規模A型	株式会社			5	14	19	19	19
③東部	アユーラキッズルームあむぱむ3	小規模A型	株式会社			5	14	19	19	19
	ここえみ保育園	小規模A型	株式会社			6	13	19	19	19
④南部	小規模保育園 夢じゃき園UKENA	小規模A型	NPO法人			6	13	19	19	19
	南高井保育園	小規模A型	株式会社			6	13	19	19	19
⑤西部	保育園 フォーキッズミネルワ	事業所内保育事業(小規模型)	有限会社			2	14	16	16	16
⑦北部	カメリア保育園	小規模A型	個人			2	6	8	8	8

利用定員について

区域	園名	施設類型	設置主体	設定する利用定員(平成29年度)						
				教育	保育				合計	
				1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
						0歳	1, 2歳			小計
⑧北条	事業所内保育所 もりもりキッズ	事業所内保 育事業(小 規模型)	社会福 祉法人			4	9	13	13	13
合計						36	94	130	130	130

※すべて新たに利用定員を設定するため、表中の利用定員数が純増

※表中の事業所内保育事業は、地域枠のみの利用定員

※「保育園 フォーキッズミネルワ」及び「事業所内保育所もりもりキッズ」は認証保育所から、「キッズパオあおぞら園」及び「カメリア保育園」は地域保育所からの移行。それ以外の施設は、新規施設

※上記以外に、「小規模保育園ジャックと豆の木園第2ようご園」(利用定員19人)についても内示を行ったが、予定地の確保が困難となる見通しとなったため、同事業者より辞退の申し出あり

利用定員について

▼平成30年度の利用定員の増減見込み(平成29年度中に認可・認定の内示を行った施設・事業の前年度比増減)

区域	施設類型	施設名	教育	保育				合計	
			1号	2号	3号		計 (2号+3号)		
					0歳	1, 2歳			小計
①中心部	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人立花会 幼保連携型認定こども園 立花こども園	2	0	0	0	0	0	2
		幼保連携型認定こども園 ゆめの森こども園	5	0	0	0	0	0	5
	幼稚園型 認定こども園	認定こども園若草幼稚園	36	54	0	24	24	78	114
		認定こども園すみれ幼稚園	▲ 45	30	0	15	15	45	0
	保育所型 認定こども園	認定こども園 松山隣保館保育園	3	0	0	0	0	0	3
		認定こども園愛光保育園	2	0	0	0	0	0	2
	小規模A型	小規模保育園 ジャックと豆の木園 第2えだまつ園			6	13	19	19	19
		キッズパオあおぞら園			5	14	19	19	19
		計	3	84	11	66	77	161	164

利用定員について

区域	施設類型	施設名	教育	保育					合計
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
③東部	幼保連携型 認定こども園	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	30	36	0	28	28	64	94
		認定こども園北梅本幼稚園	1	30	0	24	24	54	55
	小規模A型	アユーラキッズルーム あむぱむ3			5	14	19	19	19
		ここえみ保育園			6	13	19	19	19
	計		31	66	11	79	90	156	187
④南部	幼稚園型 認定こども園	認定こども園くたに幼稚園	▲ 165	45	0	0	0	45	▲ 120
	小規模A型	小規模保育園 夢じゃき園UKENA			6	13	19	19	19
		南高井保育園			6	13	19	19	19
	計		▲ 165	45	12	26	38	83	▲ 82
⑤西部	事業所内 (小規模型)	保育園 フォーキッズミネルワ			2	14	16	16	16
	計		0	0	2	14	16	16	16
⑦北部	保育所型 認定こども園	認定こども園城北愛児園	0	0	0	0	0	0	0
	小規模A型	カメラア保育園			2	6	8	8	8
	計		0	0	2	6	8	8	8

利用定員について

区域	施設類型	施設名	教育	保育					合計
			1号	2号	3号			計 (2号+3号)	
					0歳	1, 2歳	小計		
⑧北条	事業所内 (小規模型)	事業所内保育所 もりもりキッズ			4	9	13	13	13
	計		0	0	4	9	13	13	13
合計			▲ 131	195	42	200	242	437	306

※数値は平成29年度との比較値

※表中の事業所内保育事業は地域枠のみ



利用定員について

～平成30年度利用定員見込み～

①支給認定別

区域	区分	教育			保育				合計 (教育+保育)	
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号				計 (2号+3号)
						0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	29年度	1,069	977	2,046	1,231	230	897	1,127	2,358	4,404
	今回増減	160	▲ 157	3	84	11	66	77	161	164
	30年度	1,229	820	2,049	1,315	241	963	1,204	2,519	4,568
②北東部	29年度	83	594	677	172	27	90	117	289	966
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30年度	83	594	677	172	27	90	117	289	966
③東部	29年度	616	780	1,396	348	58	245	303	651	2,047
	今回増減	191	▲ 160	31	66	11	79	90	156	187
	30年度	807	620	1,427	414	69	324	393	807	2,234
④南部	29年度	1,542	690	2,232	760	173	526	699	1,459	3,691
	今回増減	45	▲ 210	▲ 165	45	12	26	38	83	▲ 82
	30年度	1,587	480	2,067	805	185	552	737	1,542	3,609
⑤西部	29年度	411	1,675	2,086	505	81	358	439	944	3,030
	今回増減	—	—	—	—	2	14	16	16	16
	30年度	411	1,675	2,086	505	83	372	455	960	3,046

利用定員について

区域	区分	教育			保育					合計 (教育+保育)
		1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号			計 (2号+3号)	
						0歳	1, 2歳	小計		
⑥北西部	29年度	181	460	641	296	40	199	239	535	1,176
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30年度	181	460	641	296	40	199	239	535	1,176
⑦北部	29年度	383	710	1,093	495	78	292	370	865	1,958
	今回増減	—	—	—	—	2	6	8	8	8
	30年度	383	710	1,093	495	80	298	378	873	1,966
⑧北条	29年度	270	100	370	311	38	156	194	505	875
	今回増減	—	—	—	—	4	9	13	13	13
	30年度	270	100	370	311	42	165	207	518	888
⑨中島	29年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30年度	10	0	10	21	0	10	10	31	41
合計	29年度	4,565	5,986	10,551	4,139	725	2,773	3,498	7,637	18,188
	今回増減	396	▲ 527	▲ 131	195	42	200	242	437	306
	30年度	4,961	5,459	10,420	4,334	767	2,973	3,740	8,074	18,494

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の利用定員

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載

※従前の新制度施設(平成29年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない

利用定員について

②施設区分別

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所					地域型保育事業		
		教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育			保育				保育			
				0歳	1, 2歳	小計			1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
													0歳	1, 2歳	小計		0歳	1, 2歳	
①中心部	29年度	919	419	50	240	290	709	1,628	150	977	1,127	812	148	580	728	1,540	32	77	109
	今回増減	250	258	36	149	185	443	693	▲ 90	▲ 157	▲ 247	▲ 174	▲ 36	▲ 110	▲ 146	▲ 320	11	27	38
	30年度	1,169	677	86	389	475	1,152	2,321	60	820	880	638	112	470	582	1,220	43	104	147
②北東部	29年度	35	20	0	0	0	20	55	48	594	642	152	24	74	98	250	3	16	19
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30年度	35	20	0	0	0	20	55	48	594	642	152	24	74	98	250	3	16	19
③東部	29年度	366	75	12	52	64	139	505	250	780	1,030	273	36	141	177	450	10	52	62
	今回増減	191	66	0	52	52	118	309	—	▲ 160	▲ 160	—	—	—	—	—	11	27	38
	30年度	557	141	12	104	116	257	814	250	620	870	273	36	141	177	450	21	79	100
④南部	29年度	1,222	281	65	178	243	524	1,746	320	690	1,010	479	85	276	361	840	23	72	95
	今回増減	45	45	0	0	0	45	90	—	▲ 210	▲ 210	—	—	—	—	—	12	26	38
	30年度	1,267	326	65	178	243	569	1,836	320	480	800	479	85	276	361	840	35	98	133
⑤西部	29年度	411	85	9	94	103	188	599	0	1,675	1,675	420	55	225	280	700	17	39	56
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	14	16
	30年度	411	85	9	94	103	188	599	0	1,675	1,675	420	55	225	280	700	19	53	72

利用定員について

区域	区分	認定こども園							幼稚園			保育所				地域型保育事業			
		教育 1号	2号	保育 3号			計	合計	教育			保育				保育			
				0歳	1, 2歳	小計			1号	私学助成等 幼稚園	合計	2号	3号			合計	3号		合計
													0歳	1, 2歳	小計		0歳	1, 2歳	
⑥北西部	29年度	5	69	3	33	36	105	110	176	460	636	227	37	166	203	430	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	30年度	5	69	3	33	36	105	110	176	460	636	227	37	166	203	430	0	0	0
⑦北部	29年度	143	138	20	71	91	229	372	240	710	950	357	50	193	243	600	8	28	36
	今回増減	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	8
	30年度	143	138	20	71	91	229	372	240	710	950	357	50	193	243	600	10	34	44
⑧北条	29年度	105	21	0	24	24	45	150	165	100	265	290	38	132	170	460	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	9	13
	30年度	105	21	0	24	24	45	150	165	100	265	290	38	132	170	460	4	9	13
⑨中島	29年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	今回増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	30年度	10	21	0	10	10	31	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29年度	3,216	1,129	159	702	861	1,990	5,206	1,349	5,986	7,335	3,010	473	1,787	2,260	5,270	93	284	377
	今回増減	486	369	36	201	237	606	1,092	▲ 90	▲ 527	▲ 617	▲ 174	▲ 36	▲ 110	▲ 146	▲ 320	42	109	151
	30年度	3,702	1,498	195	903	1,098	2,596	6,298	1,259	5,459	6,718	2,836	437	1,677	2,114	4,950	135	393	528

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

※従前の新制度施設(平成29年度時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の変更は加味しない

～参考～

<利用定員について>

「子ども・子育て支援新制度」では、支給認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの支給認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業・・・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

<利用定員を設定する上での前提事項>

- ・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)
- ・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。
{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}
- ・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。
- ・原則として“認可定員＝利用定員”。
ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県との協議が必要。
(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第3項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第14版】№103参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第43条

- 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

<自治体向けFAQ【第14版】№103>

確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は、都道府県知事への協議が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

利用定員について

～教育・保育施設及び地域型保育事業数の推移～

施設種別	公私別	類型等	26年度	27年度		28年度		29年度		30年度(見込み)	
			施設数	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比	施設数	前年度比
認定こども園	公立	幼保連携型	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園型	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所型	0	2	2	2	0	2	0	2	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	2	2	2	0	2	0	2	0
	私立	幼保連携型	5	7	2	9	2	11	2	15	4
		幼稚園型	1	3	2	4	1	5	1	7	2
		保育所型	1	3	2	6	3	7	1	10	3
		地方裁量型	3	5	2	4	▲1	5	1	4	▲1
		小計	10	18	8	23	5	28	5	36	8
合計		10	20	10	25	5	30	5	38	8	
保育所	公立	直営	17	14	▲3	14	0	14	0	14	0
		委託	10	10	0	10	0	10	0	10	0
		小計	27	24	▲3	24	0	24	0	24	0
	私立	—	33	32	▲1	32	0	31	▲1	27	▲4
	合計		60	56	▲4	56	0	55	▲1	51	▲4
幼稚園	国立	—	1	1	0	1	0	1	0	1	0
	市立	—	5	5	0	5	0	5	0	5	0
	私立	新制度	0	5	5	6	1	7	1	6	▲1
		私学助成等	38	30	▲8	26	▲4	23	▲3	20	▲3
		小計	38	35	▲3	32	▲3	30	▲2	26	▲4
	合計		44	41	▲3	38	▲3	36	▲2	32	▲4
地域型 保育事業	公立	小規模保育		2	2	3	1	1	▲2	1	0
		事業所内保育		0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0	0	0
		小計		2	2	3	1	1	▲2	1	0
	私立	小規模保育		4	4	10	6	17	7	24	7
		事業所内保育		1	1	5	4	6	1	8	2
		家庭的保育		0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育		0	0	0	0	0	0	0	0
		小計		5	5	15	10	23	8	32	9
	合計			7	7	18	11	24	6	33	9

※各年度4月1日時点(ただし、平成30年度は、平成29年度中に認可・認定の内示を行った施設・事業のみを反映)